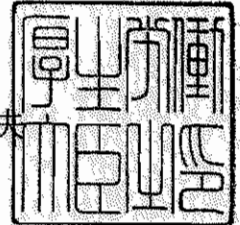


厚生労働省発食安0524第2号
平成23年5月24日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第10号の規定に基づき、厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、その内容から同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）別表第9に規定する疾病について、①「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病（低病原性ニューカッスル病を含む。）」に、②「高病原性鳥インフルエンザ」及び「鳥インフルエンザ」を「鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザを含む。）」にそれぞれ改正する場合



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)別表第9を改正する件)

1. 概要

- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。)第19条に規定する、食鳥処理業者による、食鳥検査に合格しなかった食鳥等の廃棄等の措置については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号。以下「食鳥検査法施行規則」という。)第33条により規定され、同条第1項のイ、同条第2項のイ及び同条第3項のイに関連して、別表第9に掲げる疾病又は異常を有すると判定された食鳥については廃棄等の措置を行うこととされている。
- 今般、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の一部が改正されたことに伴い、食鳥検査法施行規則別表第9に規定する疾病について、以下のとおり改正する。
 - ① 「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病(低病原性ニューカッスル病を含む。)」
 - ② 「高病原性鳥インフルエンザ」及び「鳥インフルエンザ」を「鳥インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザを含む。)」
- なお、本改正に伴い、食鳥検査法第19条に規定する、食鳥処理業者による廃棄等の措置について、食鳥検査法施行規則別表第9に掲げる疾病等の範囲に変更はない。

2. 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、食鳥検査法施行規則の一部改正について、所要の手続を進めることとする。

改 正 案

現 行

別表第九 (第三十三条関係)

家きんコレラ、ニューカッスル病(低病原性ニューカッスル病を含む)。

〔家きんサルモネラ感染症、鳥インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザを含む)〕、鶏痘、マレック病、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、伝染性フアブリキウス嚢病、鶏白血病、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾン病、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ(全身症状を呈しているものに限る。)、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、トキソプラズマ病を除く原虫病(全身にまん延しているものに限る。)、トキソプラズマ病、寄生虫病(全身にまん延しているものに限る。)、変性(全身性のものに限る。)、尿酸塩沈着症(全身症状を呈しているものに限る。)、水腫(高度のものに限る。)、腹水症、出血(全身性のものに限る。)、炎症(全身性のものに限る。)、萎縮(全身性のものに限る。)、マレック病及び鶏白血病を除く腫瘍(肉、臓器、骨又は皮の一部に局限されているものを除く。)、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものを除く。)、異常体温(著しい高熱(摂氏四十三度以上)又は低熱(摂氏四十度未満)を呈しているものに限る。)、日射病又は熱射病によるものを含む。)、黄疽、外傷(全身性のものに限る。)、中毒諸症(人体に有害のおそれのあるものに限る。)、削瘦及び發育不良(著しいものに限る。)、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものに限る。)、潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたもの

別表第九 (第三十三条関係)

家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症、鳥インフルエンザ、鶏痘、マレック病、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、伝染性フアブリキウス嚢病、鶏白血病、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾン病、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ(全身症状を呈しているものに限る。)、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、トキソプラズマ病を除く原虫病(全身にまん延しているものに限る。)、トキソプラズマ病、寄生虫病(全身にまん延しているものに限る。)、変性(全身性のものに限る。)、尿酸塩沈着症(全身症状を呈しているものに限る。)、水腫(高度のものに限る。)、腹水症、出血(全身性のものに限る。)、炎症(全身性のものに限る。)、萎縮(全身性のものに限る。)、マレック病及び鶏白血病を除く腫瘍(肉、臓器、骨又は皮の一部に局限されているものを除く。)、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい(臓器の一部に局限されているものを除く。)、異常体温(著しい高熱(摂氏四十三度以上)又は低熱(摂氏四十度未満)を呈しているもの限り、日射病又は熱射病によるものを含む。)、黄疽、外傷(全身性のものに限る。)、中毒諸症(人体に有害のおそれのあるものに限る。)、削瘦及び發育不良(著しいものに限る。)、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染(全身が汚染されたものに限る。)、放血不良、湯漬過度(湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈し

のに限る。）、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。）
た状態をいう。）